

ドイツにおける高齢受刑者の処遇について

～バーデン・ヴュルテムベルク州の事例を中心に～

ペーター・レンハク

土田伸也、鷺野明美

訳者まえがき

本稿は、Peter Rennhak, *Alte Menschen im Justizvollzug – Erfahrungen aus Baden-Württemberg*, KrimPäd, 35. Jahrg. 2007, Heft 45, S.19 ff. の試訳及び資料である。

我が国では、近年、高齢受刑者の処遇が問題となっているが、この問題に関する議論の蓄積はそれほど多くはない。これに対し、ドイツでは既に高齢受刑者専用の行刑施設がバーデン・ヴュルテムベルク州で設置・運営されている。当該施設の関係者であるレンハク氏による上記論考は、このドイツで唯一の高齢受刑者施設の実状について記したものであり、その内容は我が国の議論に一定の示唆を与えうるであろう。

なお、本稿の役割分担については、土田が試訳を担当し、鷺野が資料を担当した。

以下の訳出文中、〔・・・〕内の語句は訳者によるものであることを付言しておく。

【試訳】

1. 刑務所の歴史

すでに1970年に、バーデン・ヴュルテムベルク州は刑の執行を区別する試みに着手した。15か月を超える刑期を言い渡された受刑者は、特別に設置された収容委員会 (Einweisungskommission) が定めた諸々の基準にしたがって所定の刑務所へと収容された。その1つの基準は高齢者であることであった。高齢受刑者のための収容施設として定められたのは、およそ40人分の収容ス

ペースを有する、当時のズインゲン区裁判所付属刑務所 (Amtsgerichtsgefängnis) であった。収容委員会は、〔施設〕内部では開放されているものの、〔一般社会との関係が〕閉ざされた行刑施設として認められている刑務所に58歳乃至60歳の受刑者を収容した。ただし、〔収容される場合というのは〕受刑者が申請を行い、そこでの刑の執行形態が適切である〔と判断された〕場合に限られていた。〔当該施設への収容に〕相応しいとされた者は、共同生活を送る能力がある者、つまり暴力的でない者あるいは逃亡の危険がない者であった。収容の時点で60歳に達している受刑者は、直接、執行計画に基づいてズインゲン支所に収容された。収容されたのは、ドイツ国籍を有する受刑者だけであった。1976年に行刑法が発効したが、収容手続きは維持された。ズインゲンは、〔専任の所長を擁して〕独立したコンスタンツ司法刑務所の支所になった。

独立後、受刑者を拘束するスペース又は収容する能力は40人分から60人分へと増やされた。複数の刑務所では定員が超過した。〔もともと、〕80年代には、受刑者の数は、高齢受刑者についていえば、逆行した。収容スペースを埋めるため、収容年齢は58歳からまずは55歳へ、次に50歳へと徐々に引き下げられた。そして、90年代の終わりには、収容手続きを休止しなければならなくなった。なぜなら刑務所がもはや60歳を超える受刑者を受け入れられなくなったからである。2005年1月1日以降、収容手続きは廃止され、受刑者はもっぱら執行計画に基づいて収容されている。今日、収容能力は高齢受刑者のための部屋が50人分ということで確定し、収容年齢は60歳から62歳へと引き上げられた。国籍を基準にした収容は廃止されている。高齢の未決囚、高齢の短期受刑者又は連続して収容され高齢になった受刑者は、ズインゲンにはいない。以下の説明は、上述の〔ズインゲン支所に収容されている〕人びとに関する説明である。

2. 犯罪別の受刑者の構成

ズインゲンにおける受刑者の犯罪の構成は、1990年以降、劇的に変化した。1990年にはまだ詐欺罪による受刑者が17名収容されていたが、その数は2005年までに8名に半減した。暴行罪をはたらいた者も、およそ3分の1、つまり

18名から12名へと減少した。これに対して、性犯罪を理由に収容されている者の数が1990年の9名から2005年の21名へと劇的に増えている。このことは、収容人数に対する割合では性犯罪が15%から45%に上昇していることを意味する。特に問題となっているのは、子どもに対する性的暴行である。長期刑の〔執行〕施設では、これらの〔性犯罪を犯した〕受刑者が、収容されている間、有意義な治療を受けられる可能性はほとんどない。その理由は、彼らが高齢者であること、比較的若い性犯罪者が多いこと、そして専門家がないことにある。〔無論、〕我々の施設〔＝ズインゲン支所〕においても、常に必要な治療を受けられるというわけではない。しかし、時間をかけた個別面談は行われており、その中で〔犯罪〕行為を見つめ直す試みが行われている。そこでは犠牲者又は親族を参加させる可能性が模索されている。刑務所は、週に6時間、謝礼を支払って主に性犯罪者を対象とする精神治療を行っている。犯罪の構成が変化してきたために、精神治療の意義が徐々に増している。この内部での措置が不十分な場合には、受刑者に外部の治療を受けさせることが試みられている。その場合、その治療は、予定よりも早く釈放される場合の保護観察の条件として続けられる可能性がある。

3. 高齢受刑者のための特別な刑の執行を支持する根拠

バーデン・ヴュルテムベルク州では、収容手続きが廃止された後においてもなお、いかなる理由から高齢受刑者のための独自の施設が存続しているのだろうか。一般社会においては、逆の展開〔すなわち、高齢者と非高齢者を区別しない展開〕を確認することができる。一つ屋根の下でより多くの世代が生活することが再び多くなったり、若者と高齢者が意識的に混じり合って世帯が形成されていたりする。さしあたり〔刑務所の中と外での〕大きな違いは、この若者と高齢者の混合が刑務所の塀の外では両当事者の自由意思に基づいているということにある。これに対し、〔刑務所の〕収容には強制の場面が見出される。自由〔意思に基づく共同生活〕であれば、若者は高齢者から、逆に高齢者は若者から様々な方法で利益を享受できるということから出発することになる。自由意思に基づく共同生活は、通常、それぞれ相手方に対する配慮、

気遣い及び敬意によって成り立っている。〔ところが〕行刑施設においては、受刑者には、それら全てがごく稀にしかみられない。この点に人々は〔高齢受刑者を非高齢受刑者から区別する〕独自の意義を見出そうとするのである。〔行刑施設の中では、相手方への〕配慮〔という言葉〕は外国語であって、〔それによって〕特異な、そして過剰な要求が満たされてしまうこともしばしばある。高齢受刑者は大抵、身体が比較的弱っており、自ら身を守ることができない。高齢受刑者は〔他の受刑者からの〕搾取の標的になることも、しばしばある。

長期刑の〔行刑〕施設における受刑者の大半は、21歳から40歳までの者である。彼らの要望にあわせて、刑の執行、特に仕事の提供、自由時間の提供、教育の提供が行われる。長期に渡って拘束されている間、収容されている空間での日常（音楽、ゲーム、おしゃべり）は、60歳を超える受刑者にあわせられるわけでもない。その世代の受刑者のすべてではないにせよ、多くの〔高齢〕受刑者は〔若い受刑者の〕背後へと退いているのであって、ともに収容されている比較的若い受刑者よりも本質的に負担の重い刑の執行を経験するのである。

4. 刑の執行における高齢者の特別な要望

刑の執行の目的は「高齢者の刑の執行」においても妥当する。〔つまり〕受刑者の協調性が覚醒されなければならないし、促進されなければならないのである。部分的に将来が不透明な高齢者の場合、生きることへの期待はそれほどなく、むしろ、しばしば生きることへの不安と自信のなさを増幅させている。〔したがって〕受刑者の年齢に鑑みると、〔受刑施設の〕職員も、周りの受刑者も、一層、我慢したり、相手の立場になって考えたり、聞き手になってあげなければならないのである。

もっとも、こういった一般に望まれる事柄のほかに、高齢者の場合には、特別に望まれる以下の事項があり、これらは刑の執行においても考慮されなければならない。

- ・ 高齢者に適した収容施設
- ・ 診察及び場合によっては看護
- ・ 受刑者の活力を保持するため、規律されている日課ではあるものの、でき

るだけ自己の責任によって組まれる日課に対する高齢者の要望

- ・有意義な労務と自由時間の形成
- ・一般社会との接点をつくり、それを維持すること

以下、これらの点について、詳細に立ち入ることにしよう。

4.1 収容施設、設備

建物の中には高齢受刑者用の特別な設備はこれといってなく、階段ののぼり口に手すりがある程度である。刑務所内には27人分の独房と23人分の共同房があるが、これで十分かというところ、そうではない。各受刑者は、当然、独房を希望するが、それが割り当てられるのに場合によっては12か月も待たなければならない。このことは、特に、相部屋の中で必ずしも運がいいとは言えない、二段ベッドの下段で寝起きする受刑者にとっては負担である。収容施設の状態を改善する、建物の全面改修は、考えられていない。

ズインゲン支所は、建物の状況や受刑者の状況からすると、養老院などではない。そのように言われる契機すらない。1990年、ズインゲン〔支所〕における〔受刑者の〕平均年齢は58歳であったが、現在では66歳強である。最年少は60歳で、最年長は80歳である。ドイツでは、目下、定年の時期を65歳から68歳へ、それどころか70歳へと引き上げることが考えられている。60歳乃至70歳の者がはっきりした理由もなく養老院へと送り込まれることはない〔のだから、ズインゲン支所が養老院であるなどということはない〕。

4.2 診察と看護

過去15年間で、刑務所において提供することができないような看護が必要になった事例は、たったの3件しかない。〔しかも、無事に〕それらは解決された。これらのわずかな事例があるからといって、かなり規模の小さい行刑施設における看護施設や看護設備を非難することは正当ではない。

当然、高齢になった者は、通常、若者とは異なった病状を示す。薬物問題は、従来、刑務所内では起こっていない。診察にあたっているのは、非常勤の経験豊かな一般医である。その医師による相談時間が、週に一度、設けられており、

[そのほかにも] 医師は必要に応じて来所する。加えて、刑務所は恵まれた状況にある。というのも、一般執行官のうち4人の職員が看護師及び看護補助師の教育を受けているので、たいていの業務分野に看護業務の職員を自由に配置することができるからである。[ちなみに] 老人介護士は従事していない。

4.3 開放性——日課

ズインゲン支所は閉鎖的行刑施設である。ここには、初めて刑の執行をされる受刑者ととともに、収容された経験をもつ受刑者が収容される。年齢を重ねているということが唯一の共通点である。刑の執行形態は、現金の所持にいたるまで、それほど束縛のない刑の執行とほとんどかわらない。すべての受刑者は——刑の長さや犯罪行為に関係なく——施設の開放性を最初から享受することができる。受刑者のうち半分そこそこの者が5年以上の自由刑乃至終身自由刑に服している。

[施設の] 内部が開放されているというのはどういうことかということ、7時から22時まで房の扉は開放されたままということであって、[受刑者は] 大体、その時間、トイレが併設されていない共同スペースで過ごす。中庭に通じる建物の扉は、開扉から夕方まで開放されたままである。さらに、受刑者はどのようにしてその日一日を過ごすか、また、どのような提案を受け入れるかを自分で決定する。こうして、受刑者は元気でいられるのである。我々は、受刑者が自らに与えられた能力をどのように利用しているか観察し、必要がある限りにおいて、補助を行っている。

過去30年間で1度だけ脱走の事例がある。

4.4 労働と自由時間の使い方

刑務所の内部では、自由時間の催し物が提供されている。

付き添われて外出するという形ではあるが、外部で自由時間を過ごすこと、それが、通常、独自の行刑緩和に先行する。受刑者たちは、通常、早い段階でそれに参加し(50名のうち6名から10名が参加し、大規模な刑務所のように500名とはいかない)、ハイキングをしたり、水泳をしたり、文化的催しや、

ミサに行ったりする。その場合、受刑者の行動能力や歩行能力が制限されていることも考慮される。これらの諸活動を主導するのは一般執行官の職員やソーシャルワーカーであるが、個々の場合には外部の協力者によることもある。このような措置によって身体全体が短期間のうちに改善したり、元気になったりするが、それは驚くことではない。多くの者は、複数の病を抱えた状態で〔通常の刑務所に〕収容されることを回避する目的で、そして一部の者は行刑病院を経由して、私たちの所にやってくる。もっとも、相当数の受刑者には、テレビの前で座ったり、ゲーム用テーブルの席についたり、中庭のベンチに座ったり、あるいは、ベッドの上でくつろいだりすることだけ〔が刑務所内での生活〕ではないのだということを理解させる必要があるが、これは大変なことである。

なお、この〔施設内での〕生活は自由時間ばかりでなく、労働からも成り立っている。65歳までの受刑者は、生業無能力定期金（Erwerbsunfähigkeitsrente = 病気等によって生業に従事する能力が失われた場合に給付される給付金のこと）を受け取る場合は別として、労働の義務を負っている。各受刑者には、施設内での労働、すなわち洗濯場や、調理場での業務及び清掃業務のほかに、民間事業者の業務に関わる職場が提供される。自前で手工業を操業しているということはない。このことは個別の場合に不都合をもたらす。〔各受刑者からの〕労働の要求は〔身体能力等を勘案して〕査定されるため、各受刑者は自分の仕事を十分にこなすことができる。〔また、〕休憩は自分で考えてとる。労働の義務を負っている受刑者は現在20名にしか過ぎないのに、50名の受刑者のうち、大抵は35名ほどが労働に従事している。そのうちの何人かは自分がまだ役に立つのだということを証明したいのである。その他の者はもっぱらお金のために働いている。労働の義務を負っていない受刑者は、働けば、自分のお金となる労働賃金を受け取り、そのお金で余分に買い物をしたりする。多くの受刑者は、たとえば花の手入れ、給湯室の掃除、養魚池の手入れなど、刑務所内での比較的簡単な業務を無償で引き受けている。

4.5 面会／緩和

高齢者の場合、関係者との面会は特別な意義を有する。我々は、いかなる場

合にも、〔受刑者が〕親族や関係者と面会して人との会話をできるように、努力している。〔ところが〕たいてい打ち解けた状況の中で犯罪行為が行われるため、面会はしばしば中断される。面会時間は、通常、1か月につき合計6時間である。その際に考慮されるのは、親類もまたしばしば高齢であるということ、そして、ズインゲン支所の場所が中心部から離れているために目的地への道りが遠く、しかも時間がかかるということである。配偶者や長年の人生のパートナーによる慰問は、一部、監視なしで行われる。カード式電話は自由に使用できる。受刑者にとってそれが適切であり、かつ、刑の残余期間との関係で支障がないということであれば、直ちに、刑務所の所在地で、しかるべき関係者とともに訪問外出すること〔すなわち、関係者が受刑者を訪問し、当該関係者とともに受刑者が外出すること〕が許される。その後で帰宅となり、最終的には休暇が付与される。受刑者に関係者がいない場合は、まずは刑務所に収容されている受刑者を訪問してくれて、しかも行刑の緩和にも貢献する世話人を当該受刑者につけることを我々は試みている。その際に我々を支えてくれるのは教会である。

ソーシャルワーカーとズインゲン支所の施設長は、看護や、〔受刑者と関係者との間の〕関係修復といった重要な任務のために十分な時間をとることができる。受刑者及び親族も高齢化が進んでいるために、ケースによっては、それらに、より多くの時間がかかることもある。身寄りがなく、頻繁に多くを要求し、その上、生活能力が乏しい高齢受刑者については、退所の準備をすることもまた難しい。〔もっとも、〕50名の受刑者は、十分に配置されたソーシャルワーカーを利用できる。この開放された比較的規模の小さい施設に収容されている受刑者にとって、刑務所の職員、特に施設長及びソーシャルワーカーとの距離が近いことは、さらなる利点である。

5. 刑務所長の観点からのまとめ

再三にわたり問題となっているのは、次の2つの問題である。

- I. 連邦州は高齢受刑者専用の行刑施設を提供することができるか？
- II. そのような施設は成果を挙げたか？

問題Ⅰについて

法律に基づく処理委託をコストの問題に還元してしまうと、〔高齢受刑者専用の行刑施設を設置するという〕願いは叶わない。若年受刑者よりも高齢受刑者のほうが高つつか、それとも安くつくかということは問題にもならない。病気がちで、勤労意欲がなく、不平不満ばかりを述べ、反抗的な若年受刑者が、高齢であるために故障し、そのことに悩んでいるものの、従順で、人生経験豊かな親しみやすい高齢受刑者よりも、〔コストが〕高つつくということは、明らかである。高齢受刑者の刑の執行にかかるコスト、とりわけ高齢受刑者専用施設にかかるコストが不相応に高つつくであろうということは証明できない。新たな制御手法（NSI）を契機にバーデン・ヴュルテムベルク州で導入された監査によっても、結果として、我々ズインゲン支所にかかるコストの詳細は何ら明らかにされていない。もっとも、我々は、高齢受刑者の3分の1を引き受けているにもかかわらず、2004年は人件費及び健康費も含む全てのコストに関して総じて州の平均を下回っている。そのため、次のように言われる可能性がある。すなわち、根本的な問題は、もしかすると、いかなる規模で行刑施設を運営すれば、コストの観点から採算がとれるのか、ということかもしれない、と。

問題Ⅱについて

我々の施設や、〔受刑者を〕社会復帰させる我々の努力が実を結ぶか否かは、最終的には、受刑者の今後の行いを通じて受刑者によって決められる。人生経験を積み、共同作業ができるようになり、進んで仕事に従事しようとする受刑者を人々が信用しようという気になれば、我々の努力は実を結んだことになる。この種の刑の執行が彼らにとって正しかったということが収容の最後に明らかになることが少なくない。彼らは、どのようにして耐え抜くかということはさておき、比較的長い刑期を相当劣悪な行刑施設の中で共に耐え抜くことなど観念できなかったであろう。年齢を重ねた高齢者の場合、より一層、刑を苛酷に感じるということを確認できる。施設内における平穏は重んじられ、しかも、平穏を求めることは正しいことだと考えられた。性犯罪者は「愛される」

ことはないが、しかし、施設内では安らぎを与えられる。これまで外国人及びロシア系ドイツ人の問題はなかった。絶対に共同生活を営む能力のない受刑者や相当危険な受刑者を、最近では受け入れ施設の同意なくして、移すことができるということもまた〔施設内を〕平穩にすることに貢献している。

後ろ向きに変化しつつある人生の状況と直面した後、閉ざされた部屋に居続けなければならない場合でも、また、その部屋に戻って来ざるを得ない場合でも、自分は可能な限り人生を受け入れてきたという、過去における個々の受刑者の発言だけが、すべてを言い尽くしているのではない。ズインゲンでは、受刑者が気を紛らわせるようにするため、施設が開放されており、受刑者はこれを利用することができた。〔つまり〕受刑者は、共に収容されている者や刑の執行に服している者は別として、信頼を寄せることができる人物や、落ち込んでいることに気付き、直接、激励をしてくる人物とも常に接してきたのである。

私の観点及び経験からすると、私は高齢受刑者用の特別な行刑施設の設置を推奨することができるのである。

【資料】

鷲野は2008年5月及び9月の2度にわたり、ズインゲン支所を訪れ、聞き取り調査を行った。以下の資料とコメントは2008年9月現在のものである。

〔写真1〕

ドイツ鉄道 Singen 駅から町の中心部を抜け10分程歩いたところに、区裁判所と並んで支所の収容施設が見えてくる。周囲にある民家と同じ色調で、刑務所を感じさせない建物ではあるが、よく見ると、窓には金網が施され、格子戸となっている。



写真1 (通りから見える支所の収容施設)

[写真2]

ここで62～79歳までの男性受刑者50名が暮らしている。彼らが犯した罪は暴行、性的犯罪（多くは子どもに対するもの）、詐欺などで、刑期は15ヶ月以上である。受刑者のうち1名は妻を殺した罪により終身刑を言い渡されている。

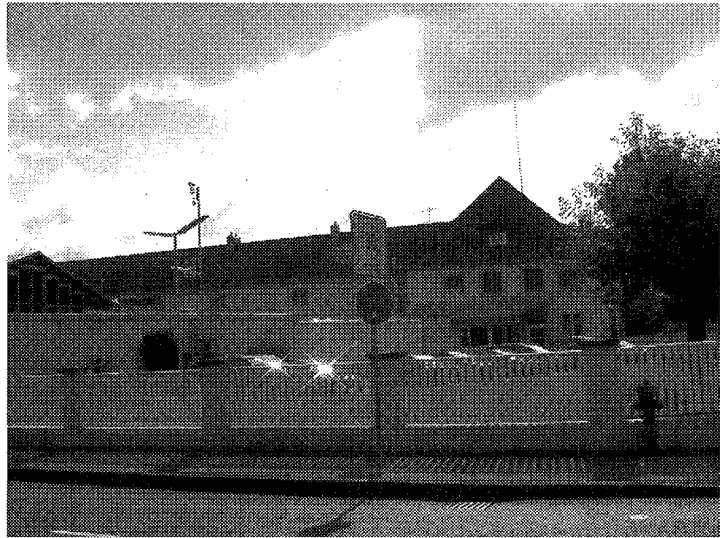


写真2（正面から見る支所）

[写真3]

正面の看板の内容は次のとおりである。

コンスタンツ刑務所
ズインゲン支所

面会時間：火曜から金曜までは8時から11時30分または13時から16時、土日と祝日はその都度電話予約により9時から11時または12時から16時。12月24日と31日は面会不可。未決囚との面会には担当の裁判官または検察官による許可が必要である。



写真3（正面の看板）

〔写真4〕

収容施設は鉄筋コンクリートで造られている。廊下の左手に並ぶのが拘禁室である。また、右手前に見えるのは、中が10人分のスペースに分けられている冷蔵庫で、受刑者たちは外出時に買った物をここで保存したり、自由時間にそれを使って調理すること



写真4(収容施設の廊下)

もある。「買い物も調理も出来ないようでは、社会に出てから生活できないよ。」と支所長 Thomas Maus 氏は言う。

〔写真5〕

室内には受刑者自身の家具や必需品を持ち込むことができ、テレビまでもが備えつけられていた。また、壁には家族の写真や装飾品が飾ってあった。刑務所特有の階段付近の扉や扉のドア、そして作業場を除けば、ここは日本の高齢者施設によく似ていた。

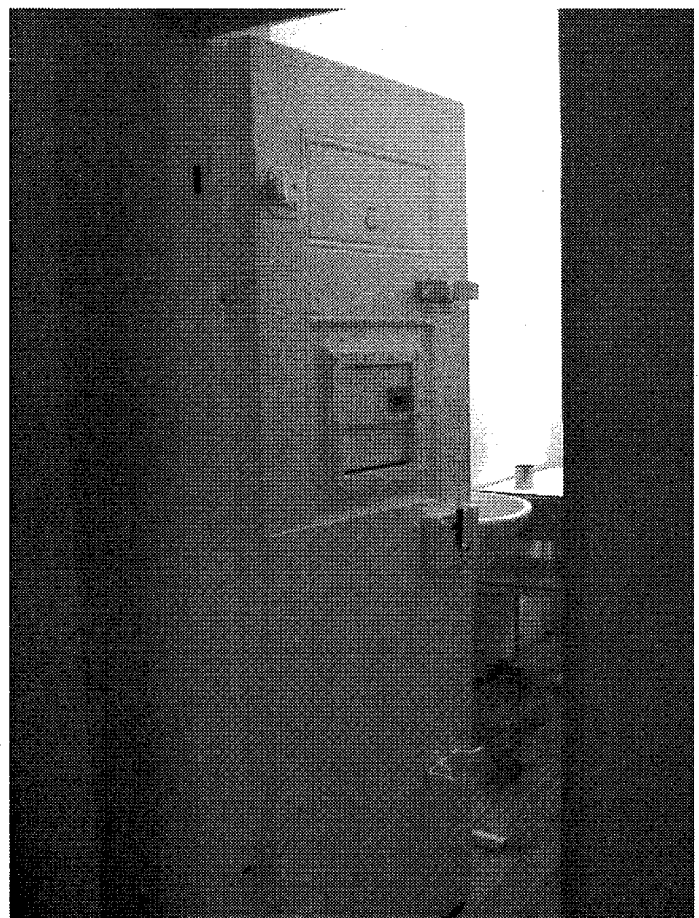


写真5(独房の扉)



写真6 (面会室)

〔写真6〕

面会時間は月に6時間までとされている。また、受刑者はカード式電話を使って、施設職員と相談して決めた3人までの相手と自由に話すことができる。施設職員は面会や電話の相手と早い段階

から接触し、その人たちと協力して、受刑者たちの行刑緩和や出所準備を行っている。面会に来る相手がない受刑者に対しては、ボランティアが訪問している。

〔写真7〕

作業場では、受刑者たちが、多くの中小企業から委託された単純な組み立て作業や梱包作業を行っている。また、受刑者たちは、支所内で、掃除、洗濯、繕い、調理場の仕事、庭や設備の手入れなども行う。



写真7 (作業場)

〔写真8〕

受刑者に対しては、信仰上の配慮がなされており、非常勤の聖職者によって、カトリックとプロテスタントのミサ、教会関連の行事が行われる。また、教区のグループや合唱団が施設を訪問し、

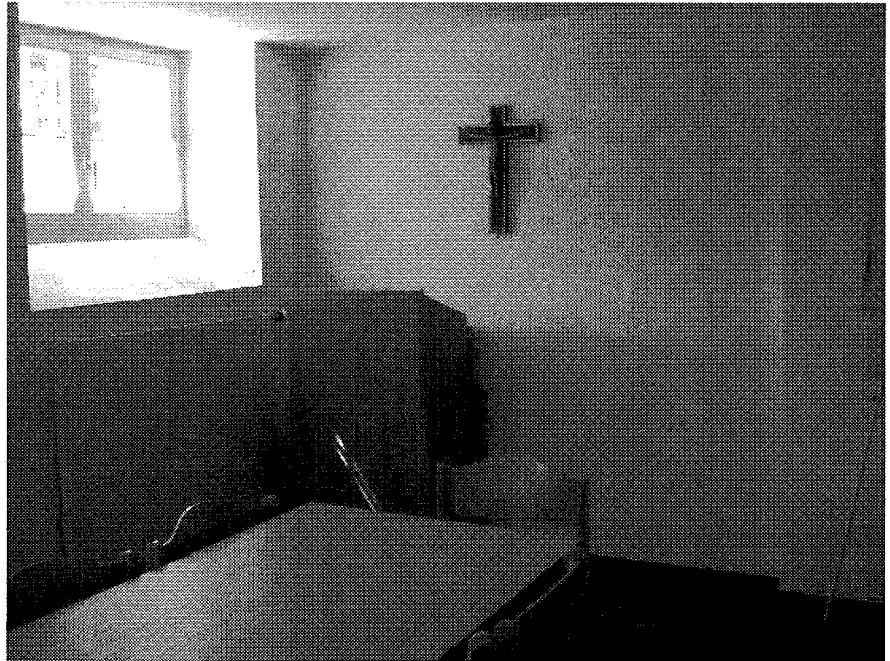


写真8(宗教活動のための部屋)

受刑者と交流することもある。



写真9(中庭)

〔写真9〕

自由時間を中庭で過ごす受刑者もいる。高齢受刑者たちが一緒に生活することは、刑務所内の日常生活に関する理解やお互い

を配慮する気持ちを深めること、高齢者特有の健康上の問題や釈放に対する不安等の諸問題を克服することに変有効である。

〔写真10〕

屋根裏部屋から外を眺めると、すぐそばに民家が建ち並んでいることがわかる。この屋根裏部屋には、受刑者たちが自由時間をより有意義に過ごすことができるよう、ビリヤードやトレーニングマシンが設置されてい

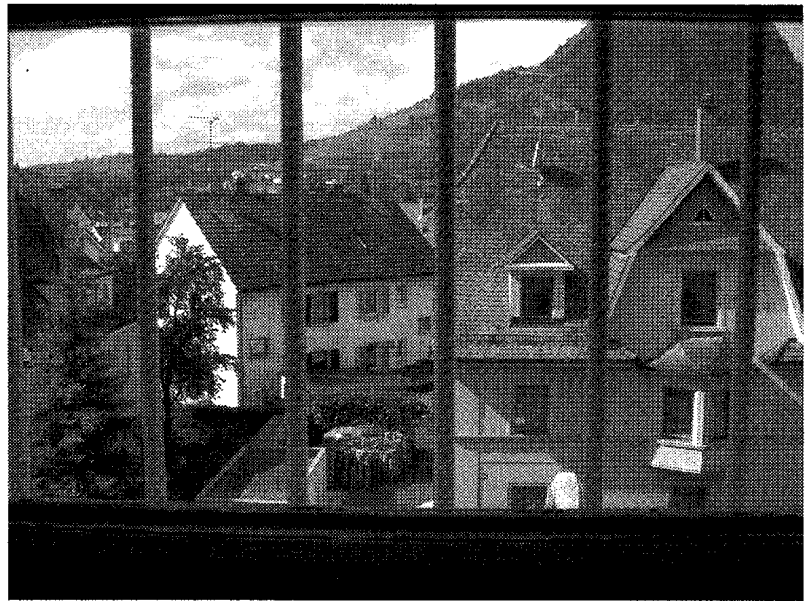


写真10（屋根裏部屋からの光景）

る。受刑者たちは、施設外行事の一環として、遠くに見える山へハイキングに出かけることもある。

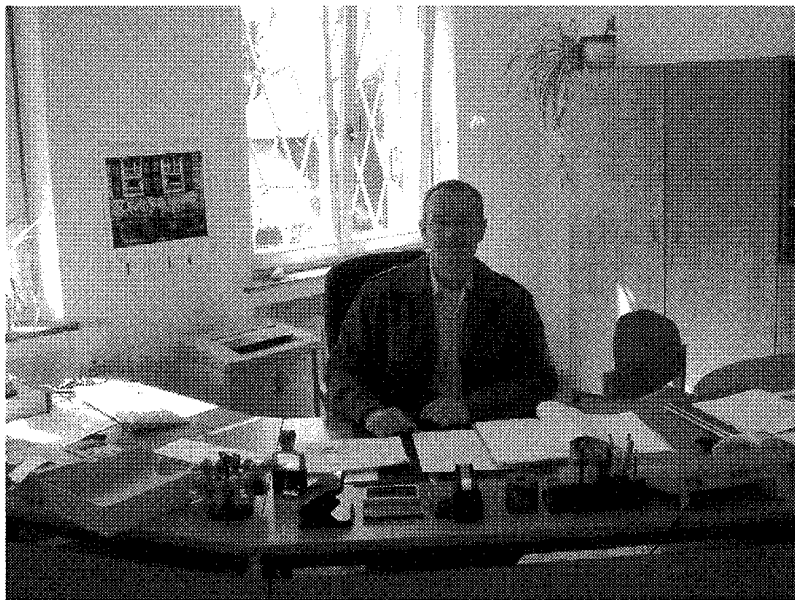


写真11（施設長 Thomas Maus 氏）

〔写真11〕

施設長 Thomas Maus 氏はズインゲン支所に27年間勤務しており、支所および受刑者一人一人のことを最もよく知る人物である。ここでは、施設長やソーシャルワーカーは受刑者たちにとって身近な存在で、受刑者たちは彼ら

に様々な悩みをじっくり相談することができ、その効果は受刑者の社会復帰にもつながっていく。

Thomas Maus 氏には調査時に大変丁寧な説明をしていただいた。また、それ以降も貴重な資料や情報を提供いただき、心より感謝申し上げます。